



# 宮 崎 県 公 報

令和4年1月4日(火曜日) 第 268 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (3件) …… ( “ ) 1	

○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 2	公 告
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2	病院局企業管理規程
○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
40	県道	都農綾線	東諸県郡綾町大字入野字津々野4812番1地先から同郡同町同大字同字4812番1地先まで	旧	11.3~12.4	16.0
				新	12.5~13.0	16.0

### 宮崎県告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年1月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷112番121から同市	令和4年1月4日

須木下田同字112番121まで

### 宮崎県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年1月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	東諸県郡綾町大字入野字津々野4812番1地先から同郡同町同大字同字4812番1地先まで	令和4年1月4日

### 宮崎県告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年1月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高千穂線	延岡市北方町蔵田字境	令和4年1月4日

谷辰 550番  
20地先から  
同市同町蔵  
田同字辰 5  
52番19地先  
まで

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日  
令和 4 年 1 月 19 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、日守第 1 地区県営土地改良事業（高原町、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 5 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 4 日から同年同月 18 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 636番 1 地先から同郡同村同大字同字 636番 1 地先まで

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 2 月 2 日まで

3 縦覧場所

高原町役場農畜産振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 1 月 4 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（病院の内部組織）			（病院の内部組織）		
第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院に、同表の第 2 欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第 3 欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。			第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院に、同表の第 2 欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第 3 欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。		
病院	部等	課等	病院	部等	課等
県立宮崎病院	[略]		県立宮崎病院	[略]	
	診療部	内科 神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 <u>耳鼻咽喉科</u> リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科		診療部	内科 神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 <u>耳鼻咽喉科・頭頸部外科</u> リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科

		病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター			臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内 視鏡センター
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附 則

この規程は、令和4年1月11日から施行する。

--	--